

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、不動産三田会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、不動産業に関する研鑽を重ねて、資質の向上と事業の発展を図り、慶應義塾並びに社会に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、事務局担当の世話人の事務所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- ①研修及び講演会
- ②親睦のための行事
- ③物件の交流及び情報交換
- ④社会に対する福祉活動
- ⑤慶應連合三田会に所属し、活動に参画
- ⑥その他、第2条に付帯する事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、塾員及びそれに準ずる者で、次の資格を有するものをもって会員とする。

- ①不動産業或いはこれに関連する業に携わっている者
 - ②所定の手続きを経て入会承認を得た者
 - ③本会の会則を遵守する者
2. 本会は会員に対し会員証を発行する。会員証は会員である本人のみがこれを使用できる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第6条 本会に次の役員をおく。

- ① 世話人
代表世話人1名、副代表世話人5名以内、事務局総代1名、事務局長、各部会に部会長1名、事務局世話人及び部会世話人それぞれ若干名
 - ②監事 3名以内
2. 世話人のうち、代表世話人、副代表世話人、事務局総代、事務局長、事務局会計代表、部会長を常任世話人とする。

(職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- ①代表世話人は、本会を代表する
- ②副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故ある時又は欠けた時は、その職務を代行する
- ③事務局総代は、代表世話人及び副代表世話人を補佐し、本会の事務局業務を統括する
- ④事務局世話人は、事務局総代を補佐し、事務局業務を処理する
- ⑤部会長は部会を代表し、部会業務を統括する

⑥部会世話人は、部会長を補佐し、部会の業務を執行する

⑦監事は定期的に業務執行状況及び会計監査を行い、総会に報告する

(選任、任期及び補充)

第8条 役員の選任は、会員の中から総会で選出する。

- 2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げないが連続して二期4年を超えることはできない。
- 3. 原則として、役員の過半数は、改選期において、卒業年度が連続する2学年かつ10年間隔毎の会員により、輪番で選出する。
- 4. 役員に欠員の生じた場合は、世話人会で補充選任ができる。
- 5. 補充役員の任期は欠員者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第9条 会議は、総会、世話人会、常任世話人会の3種とする。

(総会)

第10条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2. 定時総会は、その年の3月31日の会員をもって構成する。
- 3. 総会は委任状によるものを含めて会員の3分の1以上が出席して成立し、当日出席者の過半数をもって議決する。
- 4. 定時総会は年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は世話人会が必要と認めたとき、会員の3分の1以上又は監事から請求のあった時、代表世話人が招集する。
- 5. 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 6. 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - ①事業報告及び決算書案の承認
 - ②事業計画及び予算書案の承認
 - ③世話人及び監事の選任
 - ④会則の変更の承認
 - ⑤その他、本会の基本的事項に関する決定

(世話人会)

第11条 世話人会は、世話人をもって構成する。

- 2. 世話人会は委任状によるものを含めて構成員の2分の1以上が出席して成立し、当日出席者の過半数をもって議決する。
- 3. 世話人会は、年間2回以上開催する。
- 4. 世話人会は、代表世話人が招集し、議長を務める。
- 5. 監事は世話人会に出席する。但し、議決権を有しない。
- 6. 世話人会の議決事項は、次のとおりとする。
 - ①総会において議決された事業の執行に関する事項
 - ②総会より委任された事項
 - ③総会に付議すべき事項
 - ④事務局運営に関する事項
 - ⑤部会の事業運営に関する事項
 - ⑥会員資格喪失に関する事項
 - ⑦欠員役員の補充の選任に関する事項

不動産三田会 会則

平成 13 年 5 月 19 日改定
平成 15 年 5 月 24 日改定
平成 16 年 5 月 29 日改定
平成 17 年 5 月 21 日改定
平成 18 年 5 月 20 日改定
平成 21 年 5 月 16 日改定
平成 22 年 5 月 15 日改定

⑧その他必要な事項

(常任世話人会)

第 12 条 常任世話人会は、常任世話人をもって構成する。

2. 常任世話人会は、委任状によるものを含めて構成員の2分の1以上が出席して成立し、当日出席者の過半数をもって議決する。

3. 常任世話人会は、代表世話人が招集し、議長を務める。

4. 常任世話人会の議決事項は次のとおりとする。

①世話人会で決定された事項の執行に関する事項

②世話会に付議すべき事項

③世話会より委任された事項

④事務局の運営に関する事項

⑤部会の事業運営に関する事項

⑥入会者の審査及び承認に関する事項

⑦その他必要な事項

第5章 部会

(部会の種類)

第 13 条 部会は次の種類とする。

①研修部会

研修会及び講演会の開催

②親睦部会

親睦を図るための各種行事の開催

③情報部会

物件の交流、情報交換及び取引活性化の研究

④社会活動部会

社会に対する福祉活動

2. 世話人会の議決により必要な部会を新設することができる。

(部会の構成)

第 14 条 部会には、部会長1名及び部会世話人若干名を置く。

2. 部会には会計担当を置く。部会長が兼任することもできる。

3. 会員はいずれの部会にも所属する。

第6章 事務局

(事務局)

第 15 条 本会の業務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局は、総務事務、財務会計、会員組織、会報発行、情報管理に関する業務及びいずれの部会にも属しない業務を処理する。

3. 事務局に、本会運営の充実を図るため特別委員会を設置することができる。

第7章 会計

(会費)

第 16 条 本会の経費は、会費・臨時会費及び寄付をもってこれに当てる。会費は入会金 10,000 円、年会費 12,000 円とし、年会費は当年度分を当年度8月末迄に一括納付とする。但し、首都圏一都三県(東京・神奈川・千葉・埼玉)以遠に事務所を定めるもの、卒業後 10 年未満のものは、年会費を半額とする。

2. 再入会の会員には、入会金 10,000 円を免除する。

3. 部会は部会費・交付金・寄付金をもって運営する。

(会計報告)

第 17 条 本会の会計については、財務会計担当の事務局世話人より定時総会に報告し、その承認を得なければならない。

2. 部会の会計については、年2回、部会会計担当より世話会に報告し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶弔)

第 19 条 在籍1年以上の会員本人の結婚ならびに会員本人及びその配偶者又は子の死亡の際、本会より本人又は本人の遺族に慶弔金 10,000 円あるいは生花を贈る。

第8章 倫理

(倫理の遵守)

第 20 条 会員は不動産取引倫理に反する行為、本会の名誉を傷つける行為、本会則の諸規定に違反する行為等の本会の会員にふさわしくない行為を行ってはならない。

2. 会員が前項に違反した場合、倫理規程にしたがい必要な措置を講じる。

3. 当該会員の行為が、本会の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、世話会では倫理委員会に諮った上で、除籍等の処分を行うことができる。

4. 除籍処分を行った場合には、処分後最初に開かれる総会に報告しなければならない。

(倫理委員会)

第 21 条 世話会では諮問機関として、倫理委員会を設置する。

2. 代表世話人は、世話会の承認にもとづき、本会員から倫理委員長および倫理委員若干名を選任する。その任期は世話人と同じとする。

3. 倫理委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断にもとづいて、世話会に対して会員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

(倫理規則)

第 22 条 世話会では会員の倫理の遵守、倫理委員会の設置、会員の権利擁護等に関して必要な事項について、倫理規程を定めるものとする。

第9章 会員資格の喪失

(資格喪失事由)

第 23 条 督促がなされたにもかかわらず、前年度分会費を当期の7月末迄に納入なき時は、会員資格を失う。

(会員証の返却)

第 24 条 本会を退会する者及び第 20 条、第 23 条により会員資格を失った者は、本会に会員証を返却しなければならない。

第10章 会則の変更

不動産三田会 会則

平成 13 年 5 月 19 日改定
平成 15 年 5 月 24 日改定
平成 16 年 5 月 29 日改定
平成 17 年 5 月 21 日改定
平成 18 年 5 月 20 日改定
平成 21 年 5 月 16 日改定
平成 22 年 5 月 15 日改定

(会則の変更)
第25条 会則の変更は、総会の決議による。

以 上